

# SMBC China Monthly

第168号 ■ 2019年6月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部

## 【目次】

### 経済トピックス① 対米貿易摩擦が再び激化

日本総合研究所 調査部  
主任研究員 佐野 淳也 ----- 2

### 経済トピックス② 中国の飲食業における革新 ～進むハイテク化・デジタル化～

日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門  
シニアマネジャー 吉田 賢哉 ----- 3～4

### 経済トピックス③ 中国の対米輸出はどこまで代替されるのか

日本総合研究所 調査部  
上席主任研究員 三浦 有史 ----- 5～6

### 経済トピックス④ 中国小売市場における政策動向

三井住友銀行(中国) 企業調査部  
アナリスト 周 健怡 ----- 7

### 華南地域関連情報 新しい全国税関システム「金関二期」と企業の対応について(連載3)

TJCCコンサルティング グループ  
副総経理 劉 航 ----- 8～9

### 中国法務レポート 越境ECとの関係で変容する消費者権益保護法と製品品質法

弁護士法人キャスト  
代表弁護士 税理士 村尾 龍雄 ----- 10～14

### マクロ経済レポート 中国経済展望

日本総合研究所 調査部  
副主任研究員 関 辰一 ----- 15～19

### 金利為替情報 ■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル

三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部  
(シンガポール駐在)  
チーフエコノミスト 山口 曜一郎 ----- 20～22

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 対米貿易摩擦が再び激化

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

## ■米国は対中制裁関税を25%に引き上げ

米トランプ政権は5月10日、一時凍結していた2,000億ドル相当の中国製品に対する制裁関税を10%から25%に引き上げた。直前まで、米中が通商協議を通じて一定の合意に達し、貿易摩擦は緩和されるとの見方が有力であった。それにもかかわらず、突然関税を引き上げたのは、中国が産業補助金や技術移転強要等の問題で一旦譲歩した内容を翻したことを米国が問題視したためといわれている。

対米貿易摩擦の激化を受け、中国景気の下振れリスクが高まったことは間違いない。もっとも、以下の2点から、中国景気が直ちに失速するとみるのは早計であろう。

第1に、輸出へのマイナス影響が限定的とみられることである。貿易摩擦の激化に伴い、1~4月の対米輸出は足元で減少に転じている(右図)。しかし、輸出全体で見ると、小幅な増勢(+0.2%)を保っている。その背景には、米国に次ぐ輸出先であるEU、ASEAN向けが堅調に推移していることがある。米国向け輸出の減少が続くとしても、輸出先の多角化や新たな市場開拓といった対応により、他地域向けの輸出が下支えになると考えられる。

第2に、内需喚起策による景気の下支え効果である。習近平政権は2018年後半以降、財政・金融の両面から内需喚起に力を入れている。その結果、1~3月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.4%と、低下に歯止めがかかった。インフラ投資の伸び率も持ち直している。また、今回の関税引き上げを受けて、中小銀行の預金準備率も引き下げられたため、零細企業向け融資の増加が期待される。

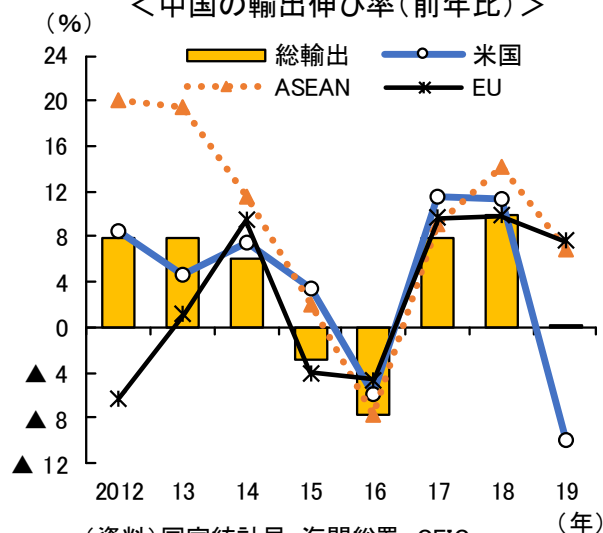
## ■第4弾発動なら追加刺激策

今後の焦点は、トランプ政権が3,000億ドル相当の中国製品に対する制裁関税(第4弾)を発動するかどうかである。第4弾には携帯電話や多くの日用品が含まれ、米国に輸出される中国製品のほぼすべてが対象となる。そのため、発動されれば、輸出・生産・雇用に悪影響を及ぼし、中国経済に一段と強い下押し圧力がかかることは避けられない。一方、米国においても、消費財の輸入価格上昇を通じて、個人消費が下押しされる。両国の景気に望ましくない結果をもたらす第4弾の発動回避に向け、米中両政府は通商協議を継続するとみられる。

もっとも、協議が妥結に至るかどうかは不透明である。習政権にとって、米国が要求する補助金の見直し等は、地方政府や国有企業からの抵抗が大きく、国内の反対を押し切って米国に譲歩することは困難と考えられる。一方、大統領選挙を控えたトランプ政権も、中途半端な内容では妥結できないという事情がある。

第4弾が発動された場合、中国政府の景気刺激スタンスが一段と強まると予想される。安定成長を重視する習政権は、輸出・生産の下振れを埋め合わせるため、構造改革の手綱をさらに緩め、景気テコ入れ策を総動員することになるだろう。この結果、短期的には景気失速は回避される見込みである。ただし、構造改革を先送りするかたちになるため、債務の抑制等への対応が将来難易度を増す恐れもある。

＜中国の輸出伸び率(前年比)＞



(資料) 国家統計局、海関総署、CEIC

(注) 2019年は、1~4月の前年同期比。

### ■飲食業で進むハイテク化・デジタル化

近年、ロボット、AI、IoT等を用いて、現行のビジネスのハイテク化・デジタル化を進め、更なる効率性の追求や、これまでは実現出来なかった付加価値の提供等に取り組もうとする動きが世界中で見られるようになっていきます。

中国でも、様々な業界でハイテク化・デジタル化が進められていますが、熱心な取組が見られる業界の1つとして、飲食業が挙げられます。

たとえば、中国では数年前から、飲食店の近くにいる人が、その店の料理を預かり、料理を食べたい人(注文した人)のところに届け、配達の謝礼を受け取る仕組が普及しています。この仕組では、配達する人はスマートフォンを通じて、料理を配達したいというニーズや、店舗・送り先の住所を容易に把握することが可能であり、謝礼は電子決済で受け取ることができます。

このようにハイテク・デジタルを用いることで、新たな料理の配達サービスが実現され、これまで食事の出前サービスを行うことができなかった飲食店でも、自店舗の外にいる人を顧客とすることができるようになり、ビジネスチャンスが拡大しました。言い換えると、消費者は、これまで出前対応していなかった飲食店からも配達して貰えるようになり、様々な飲食店の料理を出前で楽しむことができるという利便性を手に入れました。

ここ最近の中国の飲食業では、上述以外にも様々なハイテク化・デジタル化の様子を確認することが出来ます。

### ■調理・配膳のロボット化

まず、調理や配膳等をロボット化した事例が登場しています。たとえば、中国の大手火鍋チェーンは、2018年に厨房の自動化システムの導入を発表しました。このシステムでは、客がテーブルにあるタブレット端末で注文を行うと、厨房のロボットが注文に応じて冷蔵庫内にある火鍋の具材が盛り付けられた皿を取り出し、配膳用のトレイに乗せる作業を自動で行います。

また、厨房から料理を客のテーブルまで運ぶロボットの導入事例もあります。飲食事業者により、ロボットが「人型」であったり、「カート型」であったりする違いがありますが、いずれのロボットも、配膳先のテーブル近くで停止し、料理をテーブルに乗せる作業は客やスタッフが行います。

人手を完全に不要とする水準のロボット化には至っていませんが、中国の都市部では人件費が高騰し、働き手を確保することが難しいケースも増えていますので、一部業務だけでもロボット導入によって自動化することは、飲食業の店舗運営上、重要な課題になっているようです。

### ■AIが厨房の中を監視

AIを活用する事例も存在します。たとえば、カメラを設置して、厨房内の様子を常時監視しておき、映像から「異常行動」が無いかをAIが解析して、異常行動があった場合には、アラートを発する仕組が登場しています。

異常行動とは、厨房内で喫煙をする、厨房外から戻ってきた後に手を洗わずに作業に取り掛かろうとするといった行動であり、主に衛生管理面で問題のある行動を映像から抽出しています。

中国においても「食の安全・安心」への関心は高まっていますので、顧客に衛生管理がしっかりしているとアピールするために、ハイテク・デジタルを活用するケースは増えていきそうです。

### ■注文・会計については店舗スタッフが不要なケースも

最近の中国の飲食店では、テーブルにメニューが置かれていないケースが出てきています。メニューが無い代わりに、テーブルにQRコードが貼られており、客は自身のスマートフォンでQR

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

コードを読み取ります。すると、スマートフォン上にメニューが表示され、そこから自身が食べたいものを選ぶことになります。メニューで料理を選ぶ行為は、電子決済とも連携しており、注文すると、自動的に会計の支払も行われることになります。

スマートフォン上での注文後、厨房では調理が開始され、出来上がった料理はスタッフがテーブルまで持ってきます。食べ終わった客は、自動的に支払を済ませているため、そのまま席を立て店を出ることが可能です。それゆえ、この仕組みでは、客は店舗のスタッフに一言も話しかけることなく、料理を食べることも可能です。

### ■ハイテク化・デジタル化のメリット

中国の飲食業がハイテク化・デジタル化を進める理由として、いくつかのメリットを挙げることができます。最も代表的なメリットは、業務の効率化です。効率化を通じ、より多くの顧客へ対応して売上を増やすことや、人件費の削減が可能となります。また、効率化で確保された時間を顧客への接客に投入することも出来ますので、より良いサービスを提供し、客単価の向上につながることも可能です。

「エンタメ性」もメリットの1つです。最新のロボットが調理・配膳を行うということが、ある種のエンターテインメントであり、ロボットが作った料理を食べてみたい、ロボットによる配膳を見てみたいと考える顧客は少なくありません。ハイテク化・デジタル化が、店舗の集客力アップにつながるケースもあります。

また、注文をデジタル化することで、店員側の聞き取りミスや、客側の言い間違いを排除し、誤注文による料理の作り直しや、再配膳といった無駄を無くすことが出来ます。結果、店と客の間でのトラブルを減らす等のメリットも見込まれます。

他に、店舗の状況をテーブル単位や料理単位で、リアルタイムに見える化することも可能です。たとえば、料理の提供に必要な時間を把握・分析することで、店舗オペレーションの改善が可能となりますし、料理の料金設定を考えるための参考情報を得ることも出来ます。

このように、飲食業におけるハイテク化・デジタル化は、売上・利益のアップ等の様々なメリットをもたらすため、今後も活発化していくことでしょう。

【図表1】飲食業におけるハイテク化・デジタル化の主なメリット

メリット	シーン等	概要
効率化	・ロボットによる調理・配膳 ・店舗タブレット端末や、顧客スマートフォンからの注文	従来、人手で行っていた業務を、ロボットやシステムが代行することで、業務の効率化が図られる。結果、顧客対応の強化や、人件費削減等が実現され、売上・利益の増加につながる。
エンタメ性	・ロボットによる調理・配膳	通常、店舗のスタッフが行う業務を、ロボット等が行うということが、客にとって目新しく、店舗を訪れる際に、「見てみたい」・「体験してみたい」という楽しみになり、集客力が高まる。
正確性／ 記録が残る	・店舗タブレット端末や、顧客スマートフォンからの注文	注文、配膳、会計等では、店舗スタッフ側がミスをするケースや、客側が勘違いをするケースがある。タブレット端末やスマートフォンを注文に用いることで、デジタルの履歴が残り、ミスや勘違いが排除され、結果トラブルを減らすことができる。
	・厨房内をカメラで監視	衛生管理が一定水準で実現されていること等を、AI等を用いることで、客観的に証明することが出来る。
顧客情報の 取得	・顧客スマートフォンからの注文	顧客のスマートフォンから注文を受けることで、顧客情報の取得等が可能となり、以降顧客宛にダイレクトメールを送ったり、データ分析を行ってマーケティングに役立てたりすることができる。

(出所) 日本総合研究所作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

米中貿易摩擦はグローバル・バリュー・チェーンの再編を誘発し、周辺アジア諸国の対米輸出を増加させると見込まれる。しかし、中国の輸出規模は大きく、再編は一朝一夕には進みそうにない。

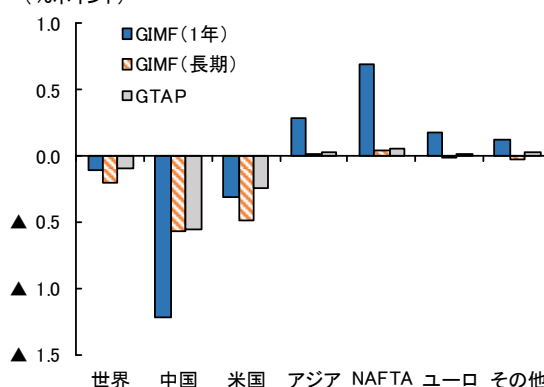
### ■「第4弾」で中国の成長率は▲0.6~1.2%ポイント下押し

米中貿易摩擦は最悪のシナリオに向かって動き始めた。米政府は、5月10日、10%としていた2,000億ドル分の中国製品への関税を25%に引き上げた。これを受け、中国政府も報復措置として、2018年9月に関税を引き上げた600億ドル分の米国製品に対する関税を5~25%に引き上げると発表した。両政府は6月末に予定される首脳会談で着地点を探るとみられるが、米政府は制裁関税の対象外としてきた約3,000億ドル分に対する関税率を25%に引き上げる「第4弾」を発動すると表明しているほか、安全保障上の懸念から中国大手通信機器企業との取引を禁止する措置に踏み切る等、中国に対する圧力を強めており、首脳会談で通商関係正常化に向けた道筋をつけることができるかは不透明である。

貿易摩擦長期化の様相が色濃くなるのに伴い、世界経済の減速懸念が強まっている。国際通貨基金（IMF）は、4月に発表した「世界経済見通し」において、米中両国が全ての輸入に対する関税率を25%に引き上げた場合、実質GDP成長率がどの程度低下するかについて、IMF独自の計量モデルGIMF（Global Integrated Monetary and Fiscal model）と、関税の変動が世界経済に与える影響を分析する際のスタンダードな分析ツールとして定着しているGTAP（Global Trade Analysis Project）を用いてそれぞれ推計し、中国の成長率は▲0.6~1.2%ポイント、米国は▲0.3~0.5%ポイント下押しされるとした（右図）。米国より中国の方が関税引き上げの影響が大きいのは、中国の貿易依存度が高いためである。

一方、IMFは関税引き上げの応酬は両国以外の地域の成長を押し上げる効果があり、これらが米中の下押し効果を減殺するため、世界経済に対する成長下押し効果は▲0.1~0.2%ポイントにとどまるとしている。これはあくまで関税引き上げの影響を推計したものであり、中国政府は積極的な景気刺激策によって成長下押し効果を相殺するとみられることから、実際の影響はIMFの推計より小さくなる可能性がある。

＜米中双方が関税を25%に引き上げた場合の実質GDPへの影響＞



(資料)IMF “World Economic Outlook (2019年4月)”より  
日本総研作成  
(注)NAFTAは北米自由貿易協定。

### ■米中以外の地域は成長押し上げ効果

アジアやNFTAで成長押し上げ効果が働くのは、中国の対米輸出がASEAN諸国やメキシコに振り替えられると考えられるためである。中国製品に対する関税が25%に引き上げられると、米国市場における中国製品の価格競争力は大幅に低下する。企業は中国に代わる生産拠点を探し、そこから米国に輸出しようとするため、中国の対米輸出は第三国の輸出に振り替えられる。これは貿易転換効果と呼ばれ、IMFはGTAPで計算すると、中国の対米輸出が▲71.3%減少する一方、アジア、ユーロ、NAFTAの対米輸出はそれぞれ+10.6%、+8.4%、+7.5%増加すると見込む。

中国を対米輸出の最終拠点とする東アジアのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）の見直しは、米中貿易摩擦が表面化する前から進んでおり、かねて「チャイナ・プラス・ワン」の有力候補として脚光を浴びてきたベトナムでは、中国から素材や部品等の中間財を調達し、米国に輸出する

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

動きが顕在化している。国境を越えて取引される財・サービスの付加価値がどの国・地域のどの産業に由来するのかを明らかにした経済協力開発機構（OECD）の付加価値貿易（Trade in Value Added: TiVA）統計をみると、2005年時点で5.8%に過ぎなかったベトナムの対米輸出に占める中国の付加価値は2015年には15.7%に上昇した。ベトナムの二大輸出産業である繊維産業と電気・電子産業ではこの傾向が一層鮮明である（右図）。

ベトナムの対米輸出に含まれる中国の付加価値は、中国の地場企業によるものとは限らない。2002年から2019年4月までのベトナムの対内直接投資の累計認可額の国・地域別内訳をみると、中国は96億ドルと、韓国（405億ドル）、日本（370億ドル）、シンガポール（282億ドル）に及ばない。これは韓国や日本等のベトナムに進出した外資企業が中国に進出した系列の外資企業から中間財を調達している可能性を示唆する。米中貿易摩擦が長期化すればこうした動きはベトナムだけでなく、他のASEAN諸国やインドにも広がると思われる。中国を対米輸出の最終拠点に据える企業は、これにより米国の関税引き上げの影響を緩和することができるが、これまで対米輸出の最終拠点として圧倒的な存在感を示してきた中国の地位は次第に相対化されていくことになる。

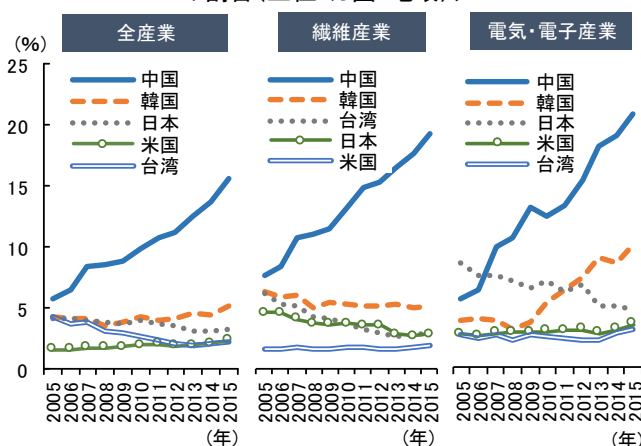
### ■容易に代替できない中国の輸出規模

米中貿易摩擦は、中国を対米輸出の最終拠点とする東アジアのGVCの再編を促す。しかし、それにより米中以外は「第4弾」の影響を受けないとするIMFの推計はかなり楽観的であるように見える。GVC再編のスピードは、産業によって異なる生産拠点分散化の費用や、分散化の対象となる国・地域の労働力人口を含めた受け入れ能力によって左右されるため、IMFが想定するほど円滑に進まないと思われるからである。

実際、中国の対米輸出の規模は第三国が簡単には代替できないほど大きい。TiVAによれば、中国は2015年の世界の製造業の対米付加価値輸出の25.5%を占め、インド（2.6%）、台湾（2.2%）、ベトナム・タイ（1.2%）、マレーシア（0.9%）、インドネシア（0.8%）、シンガポール（0.7%）、フィリピン（0.5%）を圧倒する。中国の製造業は約1億人の就業者を擁する。アジア諸国・地域は生産拠点の全てではなく、組み立て等の最終工程だけを担うとしても、中国の生産能力が短期間で別の国・地域によって円滑に代替されるとみるのは非現実的である。

こうした状況下で「第4弾」が発動されると、貿易転換効果が期待されたほど働かないだけでなく、関税引き上げの費用を①外資を含む中国企業、②米国の輸入企業、③米国の消費者の誰かが負担することとなり、米中両国はIMFの推計を上回る成長下押し圧力を受ける可能性がある。関税引き上げの各国および世界経済への影響は、GVCの再編がどの程度進むかによって左右されるため、生産拠点移転先の有力候補であるベトナム、インドネシア、インドの対内直接投資や対中貿易の動向を注視していく必要があるようだ。

＜ベトナムの対米輸出に含まれる付加価値の高い国・地域の割合(上位5カ国・地域)＞



(資料) OECD “TiVA(2018年12月)”より日本総研作成

2018年の中国小売市場は、自動車販売の減少や消費者マインドの低下等を受け、成長率は15年ぶりに2桁割れとなりました。今後は、当局が打ち出した個人所得税減税や需要促進策、増値税減税を含む企業負担軽減策等による消費への影響が注目されます。

### ■成長率が鈍化する小売市場

中国の小売総額は、2017年以前は年率10%を上回るペースで拡大してきたものの、18年は前年伸び率比1.2ポイント減となる9.0%で着地し、15年ぶりに2桁割れとなりました。さらに、19年1Qの成長率は8.3%まで減速しています。

最大の減速要因は、小売総額の主要構成目である自動車販売の減少です。15年10月～17年12月まで継続した小型車購入税減税による「需要先食い」の反動減が18年に顕在化しました。また、不動産価格高騰に伴う家計負債の増加や米中貿易摩擦を巡る先行き不安等に伴い消費者マインドが悪化したこともあり、家電や通信機器等高額耐久消費財の伸び率も低下しました。

### ■需要喚起に向けた政府の動き

消費者マインドの過度な悪化を防ぐべく、政府は個人所得税減税を実施したほか、自動車・家電の買い替え補助や、省エネ・スマート家電の購入奨励等の内容を織り込んだ需要促進策を発表しました。

また、企業向けについても、増値税の減税(19/4月より実施)や社会保険料徴収比率の引下げ(19/5月より実施)に加えて、電気料金や一部高速道路、鉄道、港湾の利用料金削減等、合計2兆元弱の負担軽減策が打ち出されています。

### ■政策の効果には要注視

政府発表によれば、個人所得税減税は、基礎控除額引上げ分だけで年間3,200億元に上ります(注)。また、企業負担軽減策による消費への効果は、従業員への還元率等にもよること、消費に反映されるまでには相応のタイムラグがあることとみられることから、短期的な貢献は期待し難い状況ですが、中期的にみればプラスに作用するとみられます。

一方、①自動車・家電の補助金政策は、地方政府ごとの具体的な実施方針(細側)次第であること、②財源確保に向けて、当局は社会保険料徴収強化や政府支出削減を打ち出しており、これが消費にマイナス影響を与える可能性があること等にも注視する必要があります。当面の間、こうした政策による総合的な効果を見極めていくことが重要です。

(注)中国の消費性向が足元の70%の水準を維持する前提で単純試算すれば、3,200億元の減税により小売総額に対して+0.6ポイント程度の押し上げ効果が期待される。

(図表) 中国政府が公表した主な個人・企業負担軽減策

	政策内容 (主な具体策)	年間負担 軽減規模
個人 向け	<b>個人所得税減税</b> (基礎控除額引上げ、追加控除の導入)	3,200億元以上
	<b>需要促進策</b> (自動車・家電の買い替え補助、 省エネ・スマート家電の購入奨励)	N.A. (補助金額等は地方政府に委ねられている)
企業 向け	<b>増値税減税</b> (製造業を対象に16%から13%まで引下げ)	1兆元超
	<b>社会保険料徴収比率引下げ</b> (企業養老保険徴収比率を16%に引下げ)	3,000億元超
	<b>その他企業負担軽減策</b> (電気料金、一部高速道路、鉄道、 港湾の利用料金削減)	6,000～ 7,000億元

(出所) 国務院・国家発展改革委員会公表を基に三井住友銀行(中国)作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT

## 華南地域関連情報

新しい全国税関システム「金関二期」と企業の対応について  
(連載3)

TJCCコンサルティング グループ

副総経理 劉 航

E-mail: shinki@tjcc.cn

SMBC China Monthly

前回、前々回では「金関二期」の加工貿易と保税監督管理システム、税関監督管理指揮システムについて説明しました。今回は「金関二期」の最終回として、税関の企業に対する信用管理システムを紹介します。

現在、中国税関は企業に対して、AEO 高級認証企業、AEO 一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業を4つの信用ランクに分けて、それぞれ最優遇措置、優遇措置、通常管理、厳格管理が適用されています。2014年末に国際的なAEO(Authorized Economic Operator: 認定事業者)制度(貨物のセキュリティ管理や法令順守の体制が整備されている事業者に対して税関が利便措置を与える制度)を導入し、「税関企業信用管理暫行弁法」を公布・実施しました。2018年3月、暫行弁法の代わりに「税関企業信用管理弁法」を公布、5月1日より実施しました。更に2018年11月に「税関認証企業最新基準」を発表し、今年の1月1日から実施しています。

2018年末時点で、全国において輸出入企業数は約46.5万社、ランク別企業数と比率は以下の通りです。

- ① AEO 高級認証と一般認証：合計3.2万社未満、6.9%
- ② 一般信用企業：約43.3万社、93%
- ③ 信用喪失企業：373社、0.1%以下

AEO 認証企業社数は少ないものの、輸出入額と納税額の全体に占める比率はそれぞれ61%、63%に達しています。また、その内日系企業におけるAEO 認証取得比率の統計はありませんが、比較的高いと推測されます。

「税関企業信用管理弁法」によると、中国のAEO 認証企業は高級認証企業と一般認証企業の二種類あり、高級認証企業だけが中国とAEO 相互承認協議を結んだ相手国(地域)に「AEO 企業」として認められます。現時点で中国と相互承認協議を結んだ国(地域)はシンガポール、韓国、香港、EU、台湾、スイス、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、日本、ベラルーシ、モンゴル、カザフスタン、ウルグアイです。

今年4月24日に税関総署より2019年第71号公告が発表され、6月1日より日中両国間でAEOの相互承認制度が正式に実施されることになりました。相互承認される対象企業(日本税関は中国税関からAEO 高級認証企業資格を付与された企業を対象とする。中国税関は日本税関からAEO 事業者認定された企業を対象とする)は、相手国で享受できる輸入通関の利便措置を適用できるよう通関申告方法を明確化しました。同措置は、リスク評価実施時にAEO 企業であることを考慮して審査・検査が軽減される、検査が必要な輸入貨物に対する処理を最大限迅速に取り扱われる、専任の税関連絡員が指定され、通関時に直面する問題の解決が図られる、貿易に関わるインフラ施設が一時中断から回復した際に、通関手続が最大限速く処理される、といった内容です。

また、上記のほか、AEO 認証企業に対する中国国内の優遇措置は下記の通りです。

高級認証企業向け：輸出入貨物平均検査率が一般信用企業平均検査率の20%以下

税関に担保の免除を申請できる

企業への査察、調査検証頻度を減らす

国の関連部門が実施した連合激励措置(※)が適用される…等

一般認証企業向け：輸出入貨物平均検査率が一般信用企業平均検査率の50%以下

輸出入貨物の通関手続を優先的に実施

税関徴収の担保金額がその負担可能な税金総額を下回ってよい…等

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



※2016年に国家発展改革委員会、環境保護部、税務総局等政府40部門が「税関AEO高級認証企業に対する連合激励の協力覚書」を交わし、行政グリーン通路適用、政府投資プロジェクト入札手続簡略化、銀行与信参考等49項目の激励措置が示され、企業だけでなく、その法定代表者、責任者も激励対象と示されました。

AEO認証企業に昇格したい、または資格を維持したい場合、内部統制、財務状況、コンプライアンス、貿易安全の面で「税関認証企業最新基準」で規定した条件を満たさなければなりません。この「税関認証企業最新基準」は通用基準と業種ごとの専用基準で構成され、業種ごとの専用基準は輸出入荷受・荷送人向け、通関申告代行企業向けと対外貿易総合サービス企業向け三種類あります。日系企業の現地法人はほとんど輸出入荷受・荷送人向けの専用基準が適用されると思われます。

新基準それぞれの項目を下表の通りまとめました。

最新の中国AEO認証基準(2019年1月1日より実施)	
内部統制	① 組織構成管理[税関業務研修、内部組織構成]
	② 輸出入業務管理[書類管理、書類保管、輸出入活動(高級認証のみ)]
	③ 内部監査[内部監査制度、品質管理、改善措置]
	④ システム[情報システム、データ管理、情報安全]
財務状況	⑤ 財務状況[会計情報、総合財務状況(資産負債率、メイン業務利益率、正味資産収益率、現金流動負債比率、当座比率の5指標で総合判断)]
コンプライアンス	⑥ 法律法規遵守[人員の違法行為、企業の違法行為]
	⑦ 輸出入業務規範[登録情報、輸出入記録、申告規範化、伝送規範化(通関申告代行業専用)、税金納付]
	⑧ 税関管理要求への適合
	⑨ 外部信用
貿易安全管理	⑩ 経営場所、⑪入社、⑫人員、⑬サプライチェーン、⑭貨物、⑮コンテナ、⑯運送手段、⑰危機管理

認証資格を申請する際に、税関の立会検査があり、下記3つの条件を同時に満たせば認証通過とします。

- ① 価点数満点100点の内、合計95点以上
- ② 「基準未達」項目(▲2点)がない。1つでもあったら改善期間がなく、不合格になります
- ③ 「内部統制」と「貿易安全」の2基準において「一部到達」項目(▲1点)が3個以下

上述の如く、AEO認証基準は企業経営の多方面に渡っており、認証資格取得また資格の維持には基準に基づいて管理改善を行う必要があります。企業としては、社内対応チームを結成して、認証基準と社内管理状況を照らし合わせ着実に改善し、必要な各種管理制度、作業マニュアルを完備・実行すると共に必要な物理的施設の導入、改善結果の自社評価等を行うことが望まれますが、これらの対応により社内管理のレベルも併せて向上させることができます。

### TJCCコンサルティンググループ

1997年の設立以来、日本・中国各地で500社以上の外資系企業サポート実績。100人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証

#### ■劉航(リュウ コウ)

1994年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝、(旧)日商岩井広州店勤務の後、2002年TJCC入社。中国・日本各地でTJCC主催セミナーのほか、商工会、JETRO等主催のセミナー講師も務める。得意分野：通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 一、はじめに

越境 EC に関して、2019 年 1 月 1 日から「電子商取引法」およびこれに関連する次の付属法令（厳密には行政規範性文書【<sup>1</sup>】にすぎない）が施行された。

- 1、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストに関する公告」…財政部ほか全 13 部門による 2018 年 11 月 20 日連合公告、2019 年 1 月 1 日施行。2018 年第 157 号。以下「**改正ホワイトリスト**」【<sup>2</sup>】とといいます。
- 2、「クロスボーダー電子商取引小売輸入に係る監督管理の完全化に関する業務に関する商務部、発展改革委員会、財政部、税関総署、税務総局および市場監督管理総局の通知」…商務部ほか全 6 部門による 2018 年 11 月 28 日連合通知、2019 年 1 月 1 日施行。商財発[2018]486 号。以下「**6 部門通知**」とといいます。
- 3、「クロスボーダー電子商取引小売輸入租税政策の完全化に関する通知」…財政部、税関総署、税務総局による 2018 年 11 月 29 日連合通知、2019 年 1 月 1 日施行。財関税[2018]49 号。以下「**3 部門通知**」とといいます。
- 4、税関総署公告 2018 年第 194 号（クロスボーダー電子商取引小売輸出入商品に関する監督管理事項に関する公告）…税関総署が税関総署公告 2018 年第 194 号により 2018 年 12 月 10 日公告、2019 年 1 月 1 日施行
- 5、税関総署公告 2018 年第 219 号（クロスボーダー電子商取引企業税関登録登記管理に関する事項に関する公告）…税関総署が税関総署公告 2018 年第 219 号により 2018 年 12 月 29 日公告、2019 年 1 月 1 日施行

その趣旨は、改正ホワイトリスト掲載の B2C 商品について、商流、物流、金流の取引を構成する 3 要素を税関と同時共有できる環境が整っている場合、市場監督管理局および税関において登記を経た日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業は、6 部門通知が規定する規制強化を受

<sup>1</sup> 「行政規範性文書の制定および監督管理作業の強化に関する国务院弁公庁の通知」（国弁発〔2018〕37 号）は「行政規範性文書は国务院の行政法規、決定、命令および部門規則および地方政府規則を除き、行政機関または法律、法規の委任により公共事務の管理職能を有する組織が法に定める権限、手続に従って制定かつ公に発布し、個人、法人およびその他の組織の権利・義務に関する、普遍的拘束力を有する、一定の時間に反復して適用することのできる公文書である」と規定する。

<sup>2</sup> 従前のホワイトリストは、次の通り 2 回にわたり発布され、全部で 1293 品目に及んでいたところ、改正ホワイトリストはこれを 1321 品目に増やした。医薬品が含まれないことに変わりはない（医薬品は、B2B 商品とみなされる。ただし、OTC のうち二類の一部および三類医薬品後述参照）。

(1) 「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストを公表することに関する公告」（財政部、発展改革委員会、工業および情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、絶滅のおそれのある種の輸出入管理弁公室、暗号局 2016 年 4 月 6 日発布。2016 年第 40 号）

(2) 「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（第 2 期）を公表することに関する公告」（財政部、発展改革委員会、工業および情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、品質監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、絶滅のおそれのある種の輸出入管理弁公室、暗号局 2016 年 4 月 15 日発布。2016 年第 47 号）

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ける一方で、従前からの減税措置（輸入関税ゼロ＋＜輸入段階増値税＋（適用があれば）消費税＞×70％）に加えて、6部門通知が規定する規制緩和（①初回輸入許可認可文書、登録および備案の要求の不執行、②GB遵守義務および商品表示義務の緩和）および3部門通知が規定する規制緩和（免税枠の拡大－1取引5,000人民元、年間2万6,000人民元）を享受できる制度を確立し、もって一方で中国の実質GDP成長のエンジンである消費の活性化を図りつつ、他方でその規範化を図ることにある。

このプロセスで、いずれも1993年に社会主義市場経済誕生による配給制廃止と同時に誕生した弱い消費者を保護する目的で公布された「消費者権益保護法」と「製品品質法」の2つの重要法令もその適用範囲の拡張による規制強化と、逆に誕生後四半世紀を経過し、当初の脆弱性が消えた消費者の自己責任論に立脚する規制緩和により、文言こそ同一でも、その実質的意義が変容している。

以下では、越境ECとの関係で両法律の変容を概観する。

## 二、適用範囲の拡張による規制強化による変容

### 1、海外企業への適用範囲の拡張

「消費者権益保護法」も「製品品質法」もその公布時には、これを制定した全国人民代表大会常務委員会ですら、まさかそれが海外企業に適用される時代が到来するとは予想をしなかったことであろう。

(1)しかし、「製品品質法」について、「涉外民事関係法律適用法」（全国人民代表大会常務委員会2010年10月28日公布、2011年4月1日施行）第45条が「製品責任について、被権利侵害者の常居地の法律を適用する。被権利侵害者が権利侵害者の主たる営業地の法律もしくは損害発生地地の法律を選択し、または権利侵害者が被権利侵害者の常居地において関係する経済活動に従事していない場合、権利侵害者の主たる営業地の法律または損害発生地地の法律を適用する」と規定した結果、越境ECで被害を受けた中国公民は「被権利侵害者の常居地の法律」であり、また「損害発生地地の法律」である「製品品質法」が日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業にも適用される可能性が生じた。実際、「涉外民事関係法律適用法」の適用前の事案であるが、「製品品質法」を日本企業に適用することを容認したと判断できる判例があるし、この考えを支持する学説もある。6部門通知が「商品品質の安全に係る主体责任を負い、かつ、規定に従い関連義務を履行する」（四、（一）1.）、「消費者権益の保障の責任を引き受ける」（四、（一）2.）と規定するのはこの文脈で理解する必要がある。

(2)「消費者権益保護法」もたとえば「(1)商品またはサービスに欠陥が存在するとき」や「(2)商品が備えるべき使用性能を備えていないのに売り渡す際に説明をしなかったとき」に「経営者は、…民事責任を負わなければならない」と規定し（同法第48条第1項）、「製品責任」を規定する法律であるから、「製品品質法」同様、日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業にも適用される可能性がある。

### 2、実効性確保のための手段としての境内サービス企業－損害賠償責任主体の拡張

しかし、越境ECの被害者である中国公民が日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業を訴えることは容易ではない。被害額が僅少で、日本で訴訟提起することが容易ではないことは自明であるし、中国で訴訟提起するにしても、訴状送達もクロスボーダー（国際送達）となるから、負担が大きいためである。そこで、6部門通知は「商品品質の安全に係る主体责任を負い、かつ、規定に従い関連義務を履行する」という規定に続けて「境内において工商登記手続をする企業に

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

委託して、当該委託に係る企業が税関において登録登記を手續し、ありのままに申告する責任を負い、法により関連部門の監督管理を受け入れ、かつ、民事連帯責任を負わなければならない」と規定した(四、(一) 1.)。換言すると、「境内において工商登記手續をする企業」(境内サービス企業)に「民事連帯責任」を負担させることで、2016年に開始した電子法廷(全ての裁判手續きがWeChatやemailで実施される)と相俟って、日本の約26倍の国土を擁する中国のどこにいても簡便に訴訟を提起する機会を確保した。これは生産者でも販売者でもないのに、「賠償先行支払責任」(6部門通知四、(二) 5.)を負うクロスボーダー電子商取引プラットフォームと共に、消費者の「泣き寝入り」防止のために、「消費者權益保護法」と「製品品質法」がその文言を超えて、(行政規範性文書にすぎない)6部門通知により損害賠償責任主体を拡張する趣旨である。【<sup>3</sup>】  
【<sup>4</sup>】

### 三、初回輸入許可認可文書、登録および備案の要求の不執行とGB遵守義務の緩和による「欠陥」概念の変容

#### 1、GBとは何か

GBとはピンインで国家標準を示すGuojia Biaozhunの頭文字を取ったもので、強制性標準と推薦性標準がこれに含まれ、そのうち強制性標準は必ず遵守しなければならないとされる(標準化法第2条第2項、第3項)。これを特に中国公民の生命および身体の安全に被害を及ぼすおそれのある食品、保健食品、化粧品および薬品について徹底し、防波堤の役割を果たすのが初回輸入許可認可文書、登録および備案である。

#### 2、GBと「欠陥」概念の関係

「製品品質法」は、製品品質責任の内実として、「欠陥」に起因する法的責任と、「欠陥」はないけれども、製品に関する説明・表示の懈怠に起因する法的責任の2つを規定する。そのうち、前者に関して、同法第46条第1文は「この法律において「欠陥」とは、製品に人身または他人財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することをいう」と規定しつつ、第2文で「製品に人体の健康および人身または財産の安全を保障する国家標準または業種標準がある場合には、当該標準に適合しないことをいう」と規定する。「業種標準…は推薦性標準である」(「標準化法」第2条第2項)とされ、「国は、推薦性標準を採用することを奨励する」(同条第3項)とされるの

<sup>3</sup> 西欧型民主主義を採用する日本では、企業を含む国民の権利義務を規制する法規範が国会の制定する法律以外で制定されることはあり得ないから、かかる結論に強い違和感を抱くかもしれないが、中国は民主集中制(政策や法規範の制定プロセスでは広い意見を徴求するが、決定権限は政策における中共中央の如く、1つの機関に集中させる)を採用し、西欧型民主主義を採用しない。よって、本来、法律を頂点とする法のヒエラルキーは不要である(現在、法のヒエラルキーがあるように見えるのは、WTO加盟のためにこれを形成する必要が生じ、妥協の産物としての「立法法」ができた結果による)。よって、現在でも、旧来の発想に立脚して、かかる現象が生じる。もともと、2014年の四中全会で標榜された依法治国(中国版放置主義)以降、中央政府は法律の厳守を宣言するから、生産者でも販売者でもない境内サービス企業やクロスボーダー電子商取引プラットフォームに法的責任を負わせるためには、法律レベルでの手当が必要であるように思われる。

<sup>4</sup> 他の法的責任拡張例として、「消費者權益保護法」第25条第1項本文は「経営者がネットワーク、テレビ、電話および通信販売等の方式を採用して商品を販売する場合には、消費者は、商品を受領した日から7日以内に返品する権利を有し、かつ、理由を説明する必要がない」と規定するところ、日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業は当該義務を遵守する術がないから、実務として境内サービス企業に委託するほかないと考えられ、この場合、境内サービス企業が義務履行を懈怠すれば、その法的地位は本来代理人にすぎないはずであるのに、6部門通知より、自らが消費者に法的責任を負うとされると思われる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

で、第2文の今日的な正確な読み方は「欠陥」とは、製品に人体の健康および人身または財産の安全を保障する国家標準のうち、強制性標準がある場合には、当該標準に適合しないことをいう」となるであろう。

### 3、6部門通知による規制緩和と「欠陥」概念の変容

6部門通知四、(一)3、は「消費者に対する注意喚起・告知義務を履行し、クロスボーダー電子商取引プラットフォームと共同して商品の注文ウェブページその他の目立つ位置において消費者に対しリスク告知書を提供するものとし、消費者は、確認し同意した後に限り注文し購入することができる」システムを構築し、かつ、当該告知書に「(1) 関連商品は、原産地の関係する品質、安全、衛生、環境保護、標識等の標準または技術規範要求に適合する。ただし、我が国の標準と差異が存在する可能性がある。消費者は、関連リスクを自ら引き受ける。」と明示する限り、強制性標準であるGBを含む「我が国の標準と差異が存在する」としても(強制性GBを遵守しないとしても)、「消費者は、関連リスクを自ら引き受け」、生産者および販売者が法的責任を負担しない旨を規定する。これを受けて、6部門通知三、本文は「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品については、個人による自己使用に係る入境物品に従い監督管理し、関係する商品の初回輸入許可認可文書、登録または備案の要求を執行しない」と規定するのである。これは6部門通知が依拠する越境ECにおける消費者自己責任論により、製品品質法第46条第2文の「欠陥」概念が変容したことを意味する。

なお、この文脈で一部家電製品等に適用される強制認証制度(China Compulsory Certificate、いわゆるCCC)についても、越境ECにおいて緩和されるのかが問題となる。文言上、「初回輸入許可認可文書、登録または備案」と異なり、それをも「執行しない」かが不明確であるからである。しかし、越境ECにおいて改正ホワイトリスト掲載商品について、商流、物流、金流の取引を構成する3要素の税関と同時共有できる環境下では「個人による自己使用に係る入境物品に従い監督管理」する趣旨に鑑みれば、「初回輸入許可認可文書、登録または備案」に限定されず、CCCも同様に監督管理されると考えるのが素直であると思われる。

### 四、製品およびその包装上の標識の変容

「製品品質法」第26条柱書は「製品またはその包装上の標識は、必ず真実であり、かつ、次に掲げる要求に適合しなければならない」と規定し、複数事項を掲げると同時に、次のような関連規定中に製品またはその包装上の標識に関する規定が存在している。

- |   |
|---|
| <p>① 「流通分野における商品品質監督管理弁法」(【公布日】 2016.03.17 【公布機関】 国家工商行政管理総局令第85号)</p> <p>② 「工業製品生産許可証管理條例実施弁法」(【公布日】 2014.04.21 【公布機関】 国家品質監督検査検疫総局令第156号)</p> <p>③ 「食品標識管理規定」(【公布日】 2009.10.22 【公布機関】 国家品質監督検査検疫総局令2009年第123号)</p> <p>④ 「化粧品標識管理規定」(【公布日】 2007.08.27 【公布機関】 国家品質監督・検査・検疫総局第100号令)</p> <p>⑤ 「国家品質監督検査検疫総局の委託加工の生産許可証管理の実施の製品標識に関する関係問題の通知」(【公布日】 2001.06.27 【公布機関】 国家品質技術監督局国质检[2001]41号)</p> <p>⑥ 食品安全国家标准《预包装食品标签通则》(GB 7718-2011)<br/> <a href="http://www.xnsfda.gov.cn/page84?article_id=33">http://www.xnsfda.gov.cn/page84?article_id=33</a></p> <p>⑦ 《预包装食品标签通则》(GB7718-2011) 问答(修订版)<br/> <a href="http://www.nhfpc.gov.cn/sps/s3594/201402/544c0539b95d4d35b99ffbc105579071.shtml">http://www.nhfpc.gov.cn/sps/s3594/201402/544c0539b95d4d35b99ffbc105579071.shtml</a></p> |
|---|

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

しかし、6 部門通知四、(一) 3、は、①日本企業を含むクロスボーダー電子商取引企業が前述の告知義務を履行し、②告知書に「関連商品につき境外から直接に購入する場合には、中国語のラベルがない可能性がある。消費者は、ウェブサイトを通じて商品の中国語電子ラベルを調べることができる」と記載し、かつ、③実際に「消費者は、ウェブサイトを通じて商品の中国語電子ラベルを調べることができる」体制を構築する限り、個々の製品またはその包装上の標識を設けるべき法的要求を緩和したと理解される。これも 6 部門通知による「製品品質法」の変容の一場面である。

この規制緩和について、「関連商品につき境外から直接に購入する場合」の意義を 6 部門通知一、にいう、「直接購入輸入」(税関監督管理方式コード 9610)に限定するのか、「ネット購入保税輸入」(税関監督管理方式コード 1210)を含むのかという文理に起因する解釈の余地が生じるが、少なくとも実務の現状を見る限り、両者を包摂する。

## 五、最後に

以上のような「消費者権益保護法」と「製品品質法」の変容がなされるという事態は、2019 年 1 月 1 日の「電子商取引法」施行に合わせて、規範化(規制強化)と消費活性化を阻害しないための規制緩和のバランス維持を図ることを目的とする周辺環境整備が必要であったという政策的必要に多分に起因するのであるが、やはり越境 EC における消費者の自己責任論という新たなコンセプトに依拠する規制緩和の根拠を行政規範性文書にすぎない 6 部門通知に求めるアプローチは、依法治国(中国版・法治主義)を標榜する中共中央の政策にも合致しない。政策先行の中国的現象は暫定的文脈で許容する余地はあるにせよ、「電子商取引法」に続く越境 EC に関連する一層の法整備が必要であると思われる。

キャストグループは、中国や ASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストが集い、各分野の強みを有機的に結合し、最適なソリューションを提供するグローバルコンサルティングファームです。

### ■村尾 龍雄

弁護士法人キャスト 代表弁護士・税理士

1990 年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年弁護士登録。99 年村尾龍雄法律事務所、2000 年キャストコンサルティング(上海)、02 年弁護士法人キャストを設立し、中国事業の法務・会計・税務のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007 年香港、2012 年ミャンマー、2013 年ベトナムに拠点を設立し、現地に根差したプロフェッショナルサービスを提供している。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。香港法の弁護士である香港ソリシターでもある。

## 金融・財政政策で景気失速回避

## ◆4月は再び減速

中国では、1～3月期に実質GDP成長率の低下に歯止めがかかったものの、4月の経済指標が再び減速。

もっとも、一時的な下振れ要因もあったため、過度な懸念は不要。とくに小売売上高の伸びが大きく低下したが、これは労働節(メーデー)休暇の変更で、昨年よりも祝日が減少したことが主因。また、減速を続けてきた民間の固定資産投資も、機械輸入や製造業新規受注PMIが持ち直す等、底打ちの兆し。

## ◆金融・財政政策が下支えに

米トランプ政権は5月10日、2,000億ドル規模の中国製品の関税率を10%から25%へ引き上げたものの、中国政府が発表済みの景気対策でマイナス影響はほぼ相殺できる見込み。

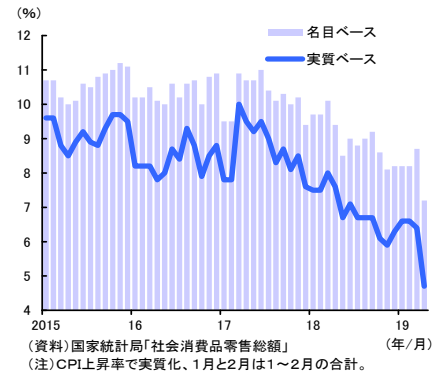
政府は本年入り以降、内需刺激策を相次ぎ発表。融資拡大、企業向け減税と社会保障負担軽減(計2兆元)、地方債発行の前倒し等に加え、春以降にハイテク製造業向けの補助金導入や優遇税制を表明。

たとえば、重慶市政府は4月29日、産学官によるハイテク製造業プロジェクト(製造業创新中心)に対して最大2,000万元の補助金を3年間支給すると発表。中国政府も5月8日、集積回路とソフトウェア産業に対する企業所得税の減免を決定。

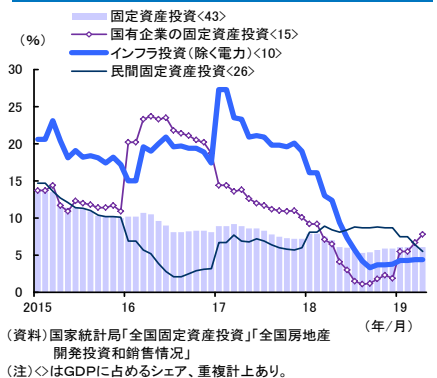
こうした施策による景気下支え効果が今後も顕在化する見込み。そのため、4～6月期に景気はいったん持ち直すという予想は従来から変更なし。2019年通年の成長率見通しは+6.4%、2020年は+6.3%に据え置き。

なお、3,000億ドル規模の中国製品に対して追加関税が発動されれば、対米輸出は一段と下振れへ。その場合、中国政府は、金融・財政政策を積み増し、景気失速を回避すると予想。

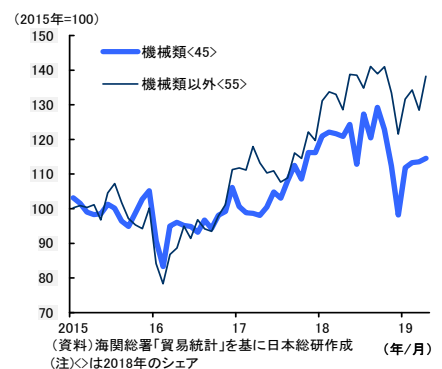
## 小売売上高(前年比)



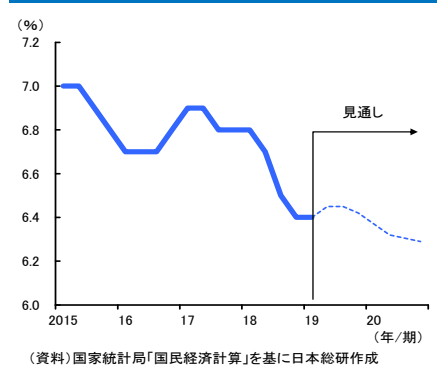
## 固定資産投資(年初来累計、前年比)



## 輸入額(季調値、米ドルベース)



## 実質GDP成長率(前年比)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**関税引き上げにより対米輸出は減少**

**◆輸出は一進一退**

足許の輸出は一進一退。地域別にみると、米国向けは減少。昨年7、8月に米トランプ政権が合計500億ドル規模の中国製品の関税率を25%に引き上げ、9月に2,000億ドル規模の中国製品の関税率を10%に引き上げたことが主因。他の地域向けも、世界経済の停滞を受けて一進一退で推移。

今後を展望すると、米国向けは減少が続く見通し。食料品や家具等を含む上記の2,000億ドル規模の中国製品の関税率が25%に引き上げられたため、これらの品目の輸出が減少する見込み。また、アジアやEU向けについても、世界的なIT需要の回復が遅れていること、Brexit問題に起因する不透明感が残っていることから、回復力は脆弱。

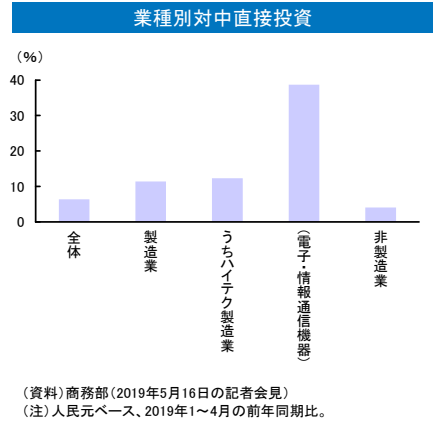
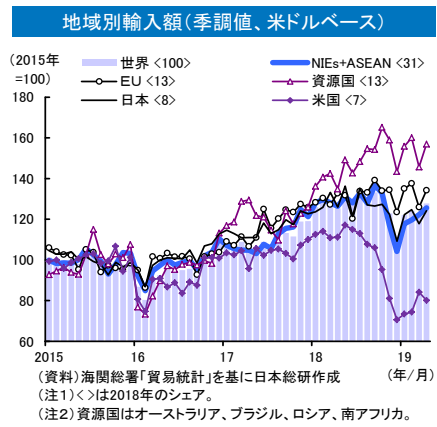
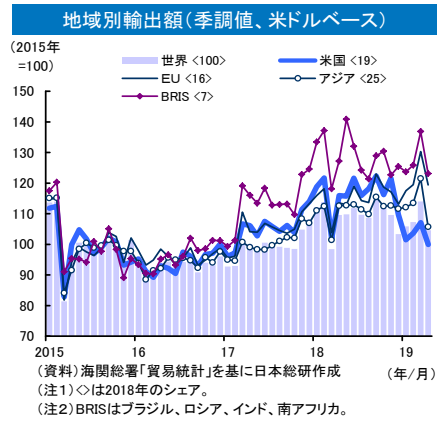
**◆輸入はやや持ち直し**

足許の輸入はやや持ち直し。資源国からの輸入が、インフラ投資等の回復により高めの水準を維持。NIEsやASEAN、日本からの輸入にも底入れの兆し。製造業の設備投資も持ち直しつつあることから、機械類の輸入額も4ヵ月連続で増加。

**◆対中直接投資は増勢持続**

1～4月の対中直接投資（除く金融業）は増加傾向が持続。米ドルベースで前年同期比+3.5%、人民元ベースで同+6.4%。米中摩擦は激化しつつある一方で、中国市場の成長性を見込んだ投資は緩やかな増勢が持続。

とりわけ、ハイテク製造業への投資額（人民元ベース）が同+12.3%と高い伸び。このうち、電子・情報通信機器製造業は同+38.7%。地域別にみると、米国からの投資額（米ドルベース）は同+24.3%と大幅拡大。EUと日本も、それぞれ同+17.7%、+3.0%と拡大。他方、台湾やシンガポールからの投資額は減少。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



## 特殊要因で小売売上高が下振れ

### ◆小売売上高は一時的に下振れ

4月の実質小売売上高は前年同月比+4.7%、名目小売売上高は同+7.2%と、伸び率が大きく低下。もっとも、これは労働節（メーデー）休暇の変更による一時的な下振れ。

もともと例年の労働節休暇は5月1日の1日のみであったものの、政府は消費拡大をねらいとして5月2日、3日を祝日にする一方、4月28日と5月5日（いずれも日曜日）を勤務日に変更。

この結果、今年4月の公休日は計8日と、昨年から2日減少し、売上の伸び鈍化が幅広い品目で発生。もっとも、5月1日から4日までの大型連休の誕生によって、小売売上高は5月に大きく上振れる見通し。

他方、祝日が減少したにもかかわらず、スマートフォンが9割を占める携帯電話の販売台数は好調。4月には前年同月比+6.7%と6ヵ月ぶりのプラスに。新モデルのスマートフォンが多く発売されたことが主因。

### ◆雇用・所得環境：米中摩擦の影響は限定的

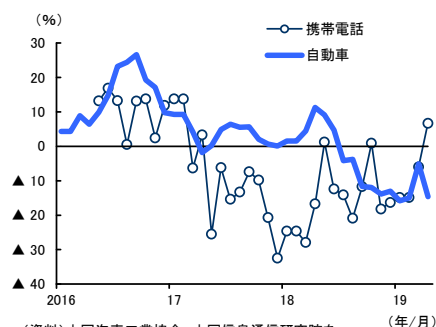
米国の輸入関税引き上げによって、一部では設備投資抑制や人員リストラを余儀なくされる企業もあるものの、政府が景気重視の政策スタンスに転じ、デレバレッジ政策を見直したため、全体でみれば良好な雇用情勢が持続。

1～3月期の可処分所得も前年比+8.7%と、昨年並みの高めの伸びを維持。中国人民銀行が全国2万世帯を対象に行ったアンケート調査の結果をみても、将来の所得環境に対して自信を持つ世帯比率は依然として高い割合を維持。

### ◆住宅販売：持ち直し

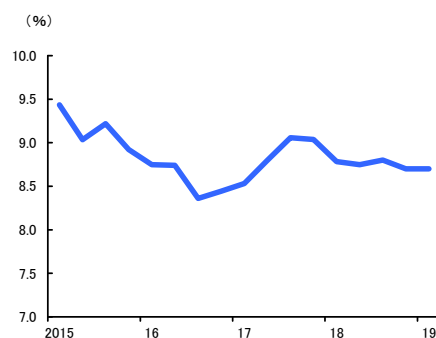
政府が一部の住宅購入規制を緩和したこと、金融を緩和したことを受けて、分譲住宅販売床面積は持ち直し。

自動車と携帯電話の販売台数(前年比)



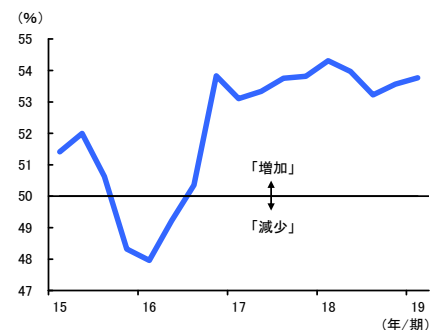
(資料)中国汽車工業協会、中国信息通信研究院を基に日本総研作成  
(注)携帯電話の9割はスマートフォン。

可処分所得(年初来累計、前年比)



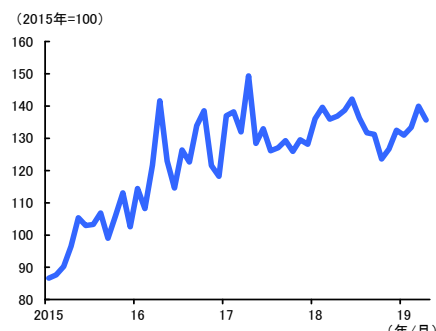
(資料)国家統計局「全国居民人均可支配收入」  
(注)一人当たり、名目ベース。

収入の見通しDI(季調値)



(資料)中国人民銀行「城鎮儲戸問巻調査報告」  
(注)収入の見通しDIは「将来の収入増加」-「減少」+50、調査対象は全国2万世帯、日本総研が季節調整。

分譲住宅販売床面積(季調値)



(資料)国家統計局「全国房地產開發投資和銷售情況」を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**政府はハイテク製造業の内製化に本腰**

**◆固定資産投資は緩やかな持ち直し**

固定資産投資は、長期減速トレンドの後、昨年秋から緩やかな持ち直し傾向。内訳をみると、インフラ投資が底入れ。政府が投資抑制策の手綱を緩めたことが主因。

金融面では、まず短期金利の低め誘導や預金準備率引き下げ等金融緩和に舵。加えて、銀行に対して簿外取引の縮小の期限を延長したほか、地方融資プラットフォームの資金需要に応えるよう要求する等、金融規制・監督を緩和する方向へ修正。財政面でも、需要創造に向けてインフラ整備を加速。このほか、地方政府にインフラ投資の拡大を要請したうえで、地方債発行の前倒しを決定。

また、不動産開発投資が、住宅需要の持ち直し等を受けて一段と拡大。

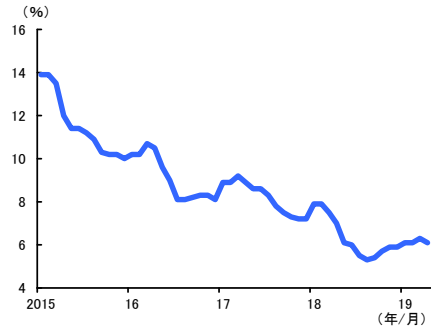
**◆民間固定資産投資も底打ちへ**

減速を続けた民間固定資産投資に底打ちの兆し。機械類の輸入額の底打ちは、先行き製造業の設備投資が底打ちすることを示唆。国家統計局と財新のいずれの製造業PMI新規受注指数も、3ヵ月連続で良し悪しの目安となる「50」超に。米国の輸入関税引き上げ等によって外需は弱まっている一方、政府の金融・財政政策によって内需は持ち直し。

先行き、産業補助金等の金融・財政政策や設備稼働率の持ち直しを受けて、民間投資は底打ちする見通し。すでに重慶市や福建省、湖北省、山東省済南市がハイテク製造業向けの補助金導入を公表。中国政府はハイテク製品の内製化に本腰に。政策面をみると、産業ビジョン「中国製造2025」が自動化や情報化の設備投資を誘発した2016年頃と似た様相。

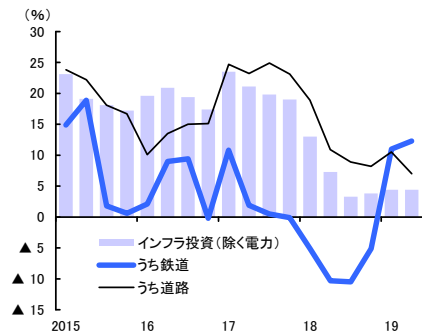
このほか、中国人民銀行は5月15日、中小銀行（約1,000社の農村商業銀行）の預金準備率を引き下げ。これによって、中小銀行が融資拡大できる計2,800億元（GDPの0.3%）を全額民間企業および中小企業に融資するよう要請。

固定資産投資(年初来累計、前年比)



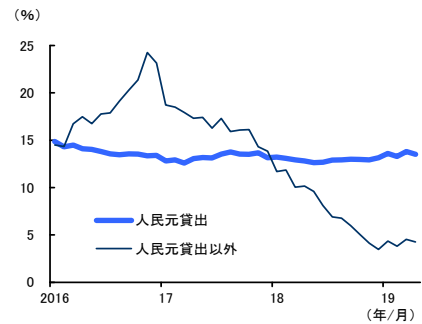
(資料) 国家統計局「全国固定資産投資」  
(注) GDPに占めるシェアは43%。

インフラ投資(年初来累計、前年比)



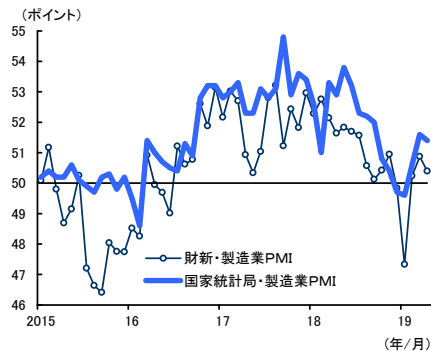
(資料) 国家統計局「全国固定資産投資」  
(注) 直近値は、2019年1~4月の値。

社会融資総量(前年比)



(資料) 中国人民銀行「社会融資規模存量統計」を基に  
日本総研作成

新規受注指数(季調値)



(資料) 国家統計局、物流購買連合会、Markit

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## リスクオフ姿勢の強まりで株安・元安

### ◆インフレ率：一進一退

4月のCPI上昇率は、前年同月比+2.5%と強含み。生鮮野菜の価格が天候不順により大幅上昇したほか、豚肉価格が供給不足により高騰。PPI上昇率は、同+0.9%と小幅上昇。国際商品価格の上昇や内需の持ち直しが背景。

### ◆不動産価格：一段と上昇

4月の主要70都市の新築住宅価格は前月比+0.6%と一段と上昇。70主要都市のうち、価格が上昇したのは67都市と前月から2都市増加。

この背景には、不動産価格抑制策の緩和と金融緩和が指摘可能。これらの結果、4月の分譲住宅販売床面積(季調値)は、直近のボトムとなった昨年10月から+9.8%増加。

当面、景気重視の政策スタンスが続くことで、住宅市場の活況は続く見通し。

### ◆株価：下落

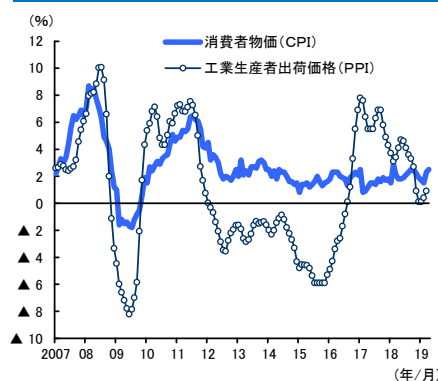
上海総合株価指数は下落。とりわけ、5月6日に前日から▲5.6%と大幅下落。米トランプ大統領が5日、2,000億ドル相当の中国製品に対する輸入関税率を10%から25%へ引き上げ、さらに今後、中国からの全輸入品に25%の制裁関税をかける用意もあると表明。このタイミングでの関税引き上げは、楽観ムードが広がっていたマーケットに大きなサプライズに。

このほか、米商務省が同月16日に通信機械大手のファーウェイへの米国製品の輸出を事実上禁じる規制を発効すると、17日の株価は前日から▲2.5%下落。

### ◆人民元レート：元安

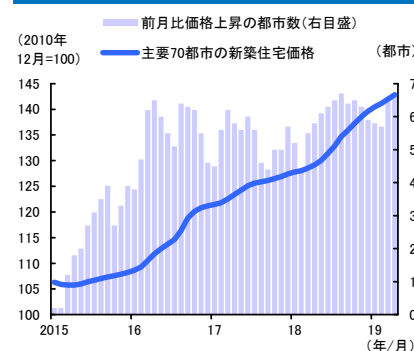
5月20日の人民元レートは1ドル=6.914元と4月末から▲2.6%と元安に。この背景には、米国の関税引き上げによるリスクオフ姿勢の強まりと、金融緩和が指摘可能。

## CPIとPPI(前年比)



(資料) 国家统计局「居民消费价格」「工業生産者出荷価格」(年/月)

## 住宅価格と価格上昇都市数



(資料) 国家统计局「全国房地產開發投資和銷售情況」、Thomson Reutersを基に日本総研作成

## 上海総合株価指数



(資料) 上海証券取引所

## 人民元レート



(資料) DataStream  
(注) トムソン・ロイター社調べ。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# CNY - 中国人民元

中国の経済活動が停滞しているデータが散見された

## 為替相場・政策金利予測

Jun-03	為替相場						政策金利					
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利				
	6.9050		-			15.74		4.35%				
	四半期末予測		レンジ予測		四半期末	レンジ予測		四半期末予測				
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
19Q2	6.9000	6.7500	6.6800	6.9800	6.2160	6.0120	6.3570	16.74	16.10	17.10	4.35%	4.35%
19Q3	6.8500	6.7900	6.6500	6.9500	6.1710	5.9680	6.3110	16.59	16.15	17.10	4.35%	4.30%
19Q4	6.8500	6.7500	6.6500	6.9500	6.2270	6.0220	6.3680	16.57	16.10	17.20	4.35%	4.30%
20Q1	6.8000	6.7400	6.6000	6.9000	6.2390	6.0340	6.3810	16.42	16.00	17.00	4.35%	4.30%
20Q2	6.8000	-	6.5500	6.9000	6.2390	6.0340	6.3810	16.15	15.90	16.90	4.35%	4.30%
20Q3	6.7500	-	6.6000	6.9000	6.2500	6.0450	6.3920	16.00	15.80	16.90	4.35%	4.25%

「Bloomberg」: ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、「SMBC」: SMBCによる予測

Sources: Bloomberg, SMBC

## 相場動向

USD/CNY - 日足



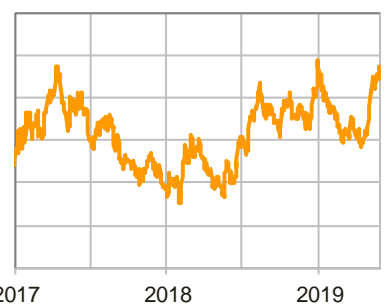
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY - 週足



Sources: Bloomberg

JPY/CNY - 日足



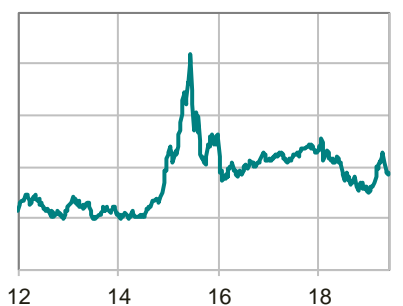
Sources: Bloomberg

上海総合指数 - 日足



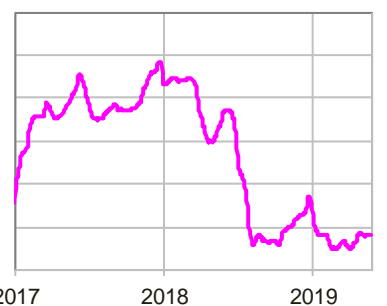
Sources: Bloomberg

上海総合指数 - 週足



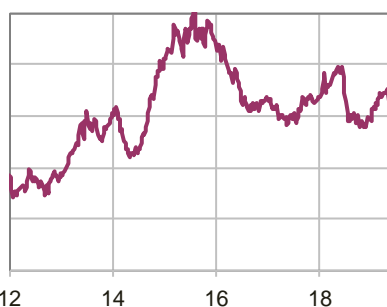
Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR - 日足



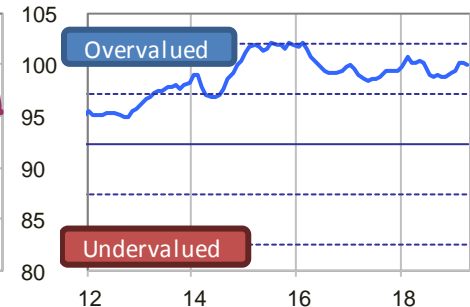
Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場 - 週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場 - 月足



Sources: Bloomberg

## コメント

中国関税総署は5月8日、4月の貿易黒字が138.4億米ドルとなったことを明らかにした。輸出は前年比▲2.7%減少した一方、輸入は同+4.0%増加した。中国国家统计局は5月9日、CPIとPPIがそれぞれ前年比+2.5%、+0.9%となったことを明らかにした。また統計局の5月15日の発表によると、1-4月期の固定資産投資 (FAI) が年初来前年比+6.1%となり、1-3月期の同+6.3%や市場予想の同+6.4%を下回った。1-4月期の鉱工業生産は同+6.2%と、1-3月期の同+6.5%から軟化した。1-4月期の小売売上高は同+8.0%と、1-3月期の同+8.3%から減速した。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# TWD - 台湾ドル

4月の輸出受注は前年比▲3.7%に反発した

## 為替相場・政策金利予測

Jun-03	為替相場						政策金利					
	1USD=TWD		100JPY=TWD			1TWD=JPY		公定歩合				
	31.60		-			3.4259		1.375%				
	四半期末予測		レンジ予測		四半期末	レンジ予測		四半期末予測				
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg			
19Q2	31.25	31.00	30.60	31.90	28.20	27.50	29.50	3.6629	3.5000	3.7500	1.375%	1.400%
19Q3	31.45	31.00	30.90	32.00	28.30	27.60	29.00	3.6305	3.5000	3.7200	1.375%	1.350%
19Q4	31.65	31.00	31.10	32.20	28.80	28.10	29.50	3.5981	3.4500	3.7000	1.375%	1.350%
20Q1	31.70	31.00	31.10	32.40	29.10	28.40	29.80	3.5599	3.4000	3.6500	1.375%	1.350%
20Q2	31.60	-	31.10	32.30	29.00	28.30	29.70	3.5275	3.4000	3.6600	1.375%	1.350%
20Q3	30.95	-	30.90	32.20	28.70	28.00	29.40	3.4895	3.3500	3.6500	1.375%	1.350%

「Bloomberg」: ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、「SMBC」: SMBCによる予測

Sources: Bloomberg, SMBC

## 相場動向

USD/TWD-日足



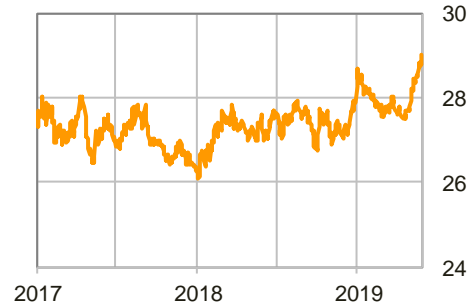
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



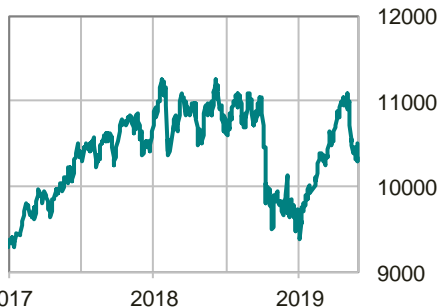
Sources: Bloomberg

JPY/TWD(100JPY=TWD)-日足



Sources: Bloomberg

加権指数-日足



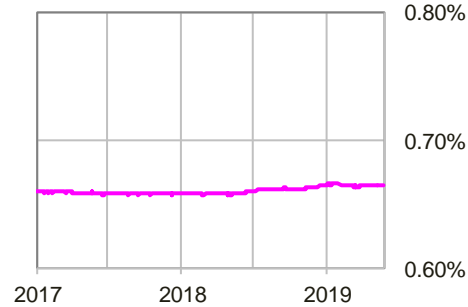
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物TAIBOR-日足



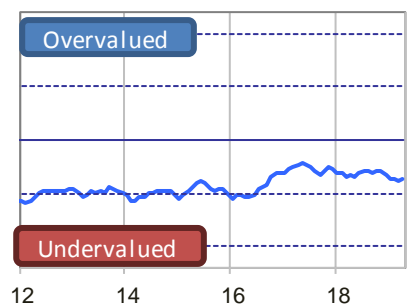
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

## コメント

台湾經濟部統計処は5月20日、4月の輸出受注が前年比▲3.7%と、3月の同▲9.0%から反発したことを明らかにした。財別に見ると、電気製品は6ヶ月連続で減速した。しかし、情報・通信機器については、4ヶ月連続のマイナス成長の後、同+3.3%とプラス成長に転じた。国別に見ていくと、米国からの輸出受注は同▲6.0%であった。中国本土や香港からの輸出受注は6ヶ月連続でマイナスを記録している。ASEAN10からの輸出受注は2018年12月以降、二桁のマイナスを記録している。しかし、日本からの輸出受注は同+4.4%となった。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# HKD - 香港ドル

2019年第1四半期のGDPは前年比+0.6%に減速した

## 為替相場・政策金利予測

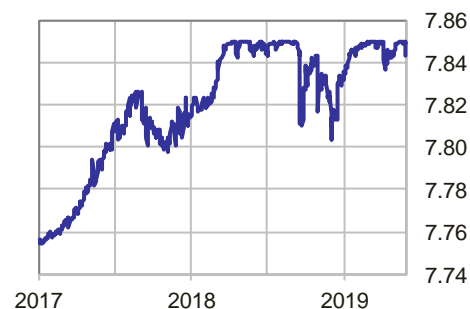
	為替相場									政策金利					
	1USD=HKD				100JPY=HKD			1HKD=JPY		HKMA基準金利					
	Jun-03		7.8397		-		7.2413		-		13.81		-		2.75%
	四半期末予測		レンジ予測		四半期末		レンジ予測		四半期末		レンジ予測		四半期末予測		
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg		
19Q2	7.8400	7.8500	7.8300	7.8500	7.0630	6.9080	7.2760	14.43	13.90	14.70	2.75%	-			
19Q3	7.8350	7.8400	7.8200	7.8500	7.0590	6.9040	7.2720	14.30	13.80	14.60	2.75%	-			
19Q4	7.8300	7.8400	7.8100	7.8500	7.1180	6.9610	7.3330	14.18	13.65	14.45	2.75%	-			
20Q1	7.8250	7.8200	7.8000	7.8500	7.1790	7.0210	7.3960	14.08	13.55	14.35	2.75%	-			
20Q2	7.7950	-	7.7700	7.8200	7.1510	6.9940	7.3670	14.02	13.60	14.45	2.75%	-			
20Q3	7.7800	-	7.7500	7.8000	7.2040	7.0460	7.4210	13.88	13.50	14.45	2.75%	-			

「Bloomberg」: ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、「SMBC」: SMBCによる予測

Sources: Bloomberg, SMBC

## 相場動向

USD/HKD - 日足



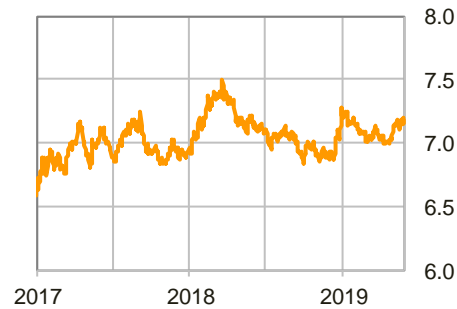
Sources: Bloomberg

USD/HKD - 週足



Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD) - 日足



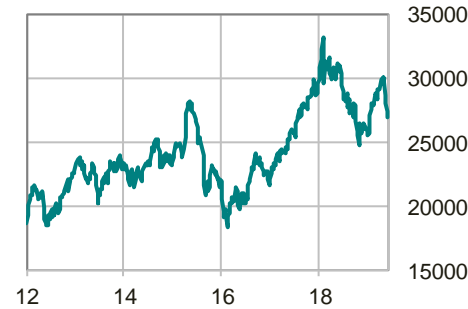
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 日足



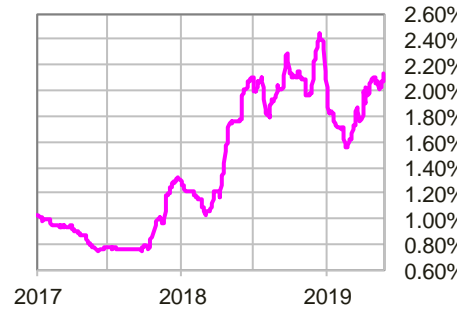
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR - 日足



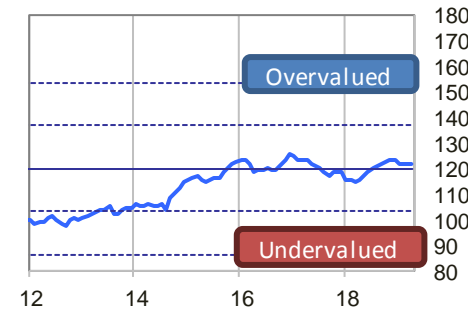
Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場 - 週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場 - 月足



Sources: Bloomberg

### コメント

香港統計局は5月17日、2019年第1四半期のGDPが前年比+0.6%となったことを明らかにした。これは速報値の同+0.5%を僅かに上回る。2018年第4四半期は同+1.2%であった。個人消費は勢いを失い、2018年第4四半期に同+2.7%だったものが+0.2%にまで急落した。世界経済の停滞を理由として、輸出依存度の高い香港の輸出は2019年第1四半期にマイナス成長へと転じた。加えて、国内総資本形成(GFCF)は2四半期連続でマイナス成長を記録している。米中通商摩擦が投資センチメントに悪影響を及ぼした恐れがある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。